

新	旧
<p>第 1 条～第 3 条 (略)</p> <p>(本給)</p> <p>第 4 条 常勤の役員の本給月額はおりのとする。 理事長 <u>917,000円</u></p> <p>第 5 条～第 6 条 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第 7 条 期末手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日 (以下この条においてこれらの日を「基準日」という。) にそれぞれ在職する常勤の役員に対して支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡した常勤の役員についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6 月に支給する場合においては、<u>100 分の 62.5</u>、12 月に支給する場合においては、<u>100 分の 75</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6 箇月 100 分の 100 (2) 5 箇月以上 6 ヶ月未満 100 分の 80</p>	<p>第 1 条～第 3 条 (略)</p> <p>(本給)</p> <p>第 4 条 常勤の役員の本給月額はおりのとする。 理事長 <u>919,000円</u></p> <p>第 5 条～第 6 条 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第 7 条 期末手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日 (以下この条においてこれらの日を「基準日」という。) にそれぞれ在職する常勤の役員に対して支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡した常勤の役員についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6 月に支給する場合においては、<u>100 分の 65</u>、12 月に支給する場合においては、<u>100 分の 85</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6 箇月 100 分の 100 (2) 5 箇月以上 6 ヶ月未満 100 分の 80</p>

新	旧
<p>(3) 3箇月以上5ヶ月未満 100分の60  (4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3～10 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第8条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤の役員に対し、その者の基準日以前6箇月以内の期間における職務実績等に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した常勤の役員についても、同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、第4項に規定する常勤の役員の在職期間による割合（以下この条において「期間率」という。）を乗じて得た額に、その者の職務実績等を考慮して理事長が別に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、厚生労働省独立行政法人評価委員会が行う業績評価の結果を勘案し、その職務実績に応じ、これを増額し、又は減額することができる。この場合において、勤勉手当の額の総額は、常勤の役員の勤勉手当基礎額に <u>100分の75</u> を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>(3) 3箇月以上5ヶ月未満 100分の60  (4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3～10 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第8条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤の役員に対し、その者の基準日以前6箇月以内の期間における職務実績等に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した常勤の役員についても、同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、第4項に規定する常勤の役員の在職期間による割合（以下この条において「期間率」という。）を乗じて得た額に、その者の職務実績等を考慮して理事長が別に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、厚生労働省独立行政法人評価委員会が行う業績評価の結果を勘案し、その職務実績に応じ、これを増額し、又は減額することができる。この場合において、勤勉手当の額の総額は、常勤の役員の勤勉手当基礎額に <u>100分の85</u> を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3～5 (略)</p>

新	旧
<p>(非常勤役員手当)</p> <p>第9条 非常勤役員手当は、月額とし、次の各号に掲げる非常勤役員に対して、それぞれ当該各号に定める額を支給する。</p> <p>(1) 理事      <u>351,000円</u></p> <p>(2) 監事1     <u>131,000円</u></p> <p>(3) 監事2     <u>87,000円</u></p> <p>第10条～第14条      (略)</p> <p><u>附 則 (平成22年11月30日22規程第24号)</u></p> <p><u>1 この規程は、平成22年12月1日から施行する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p><u>2 平成21年12月1日施行の経過措置における「百分の九十九・六八」を「百分の九十九・四四」に改める</u></p> <p><u>(平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置)</u></p> <p><u>3 平成22年12月に支給する期末手当の額は、役員給与規程第7条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末手当の額から次に掲げる額の合計額に相当する額を減じた額とする。</u></p> <p><u>(1) 平成22年4月1日において役員が受けるべき本給及び地域手当の月額の合計額に100分の0.28を乗じて得た額 (以下「基礎額」という。) に、同4月から同年11月までの月数を乗じて得た額。</u></p>	<p>(非常勤役員手当)</p> <p>第9条 非常勤役員手当は、月額とし、次の各号に掲げる非常勤役員に対して、それぞれ当該各号に定める額を支給する。</p> <p>(1) 理事      <u>352,000円</u></p> <p>(2) 監事1     <u>132,000円</u></p> <p>(3) 監事2     <u>88,000円</u></p> <p>第10条～第14条      (略)</p>

新	旧
<p><u>(2) 平成22年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.28を乗じて得た額。</u></p> <p><u>4 基礎額及び前項第2号に掲げる額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</u></p>	

